

六本木・虎ノ門地区地区計画の変更（案）について

六本木・虎ノ門地区D街区の街づくりについて

1 計画地の位置・地区の概要

本地区は、外苑東通り、外堀通り、桜田通り、六本木通り及び麻布通りに囲まれた地区（以下「大街区」といいます。）の中央に位置する、約1.5haの地区です。本地区周辺は、大街区中央を南北に貫く特別区道第1,032号線（以下「尾根道」といいます。）沿道を中心として、主に居住機能のほか、業務機能や大使館、文化施設など、様々な都市機能が共存する複合市街地であるとともに、緑豊かな環境が形成されています。

また、本地区を含む六本木・虎ノ門地区地区計画は、平成元年に都市計画決定、平成19年に都市計画変更がされ、安全で住みよい、うるおいとやすらぎに満ちた都市空間を創出するという地区の目標のもと、まちづくりが進められてきました。一方、本地区周辺においては、東西方向の道路ネットワークの不足や歩行者空間が十分に確保できていないなど、骨格的な道路ネットワークの構築等が求められています。

このような背景を踏まえ本地区においては、本地区南側の地区幹線道路新設による東西方向の道路ネットワークの構築、歩道状空地やバリアフリー動線の整備による歩行者ネットワークの形成、さらには本地区南側に多様な機能を有する緑の拠点である広場を整備します。

緑あふれる大街区全体の魅力をいかしながら、多様な都市機能を誘導し、国際交流拠点にふさわしい、誰もが快適に暮らせる複合市街地の形成を進めます。

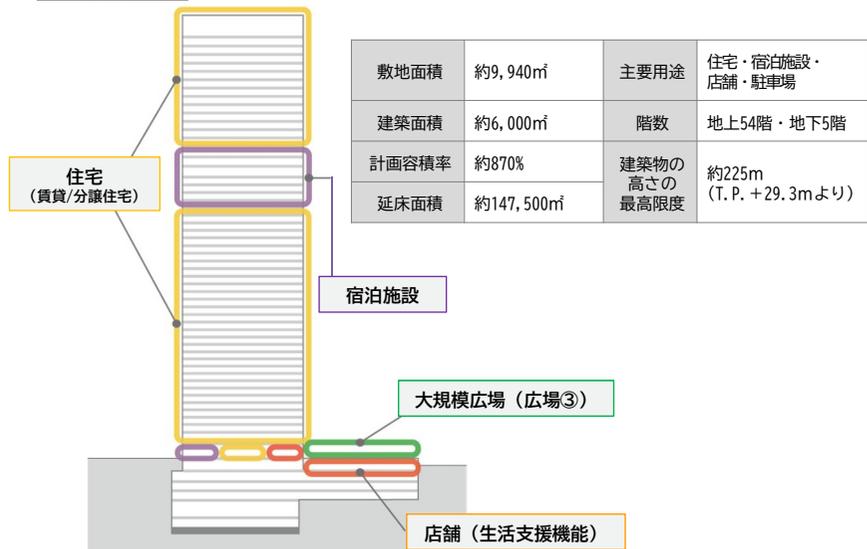
2 これまでの主な経緯

- ・平成元（1989）年7月 六本木・虎ノ門地区地区計画都市計画決定
- ・平成19（2007）年8月 六本木・虎ノ門地区地区計画都市計画変更（C街区）

3 今後のスケジュール（予定）

- ・令和6（2024）年度 都市計画変更
- ・令和7（2025）年度 工事着工
- ・令和12（2030）年度以降 竣工

4 計画概要



5 まちづくりの目標と取組内容

まちづくりの目標

国際交流拠点にふさわしい職住近接のまちづくりの推進

取組内容

方針1：大街区の骨格的な道路ネットワークの構築

- ① 隣接地と連携した東西方向の道路ネットワークの構築
- ② 地区幹線道路等の拡幅整備、線形改良

方針2：高低差のある地形をいかした歩行者ネットワークの形成

- ① バリアフリー動線の整備による快適な歩行者ネットワークの形成
- ② ゆとりある緑豊かな歩行者空間の確保
- ③ 電線共同溝整備による尾根道の電線類の地中化

方針3：大街区中央における「緑の軸」の拡充と「緑の拠点」の整備

- ① 隣接地と連携した「緑の軸」の拡充
- ② 地域特性を踏まえた多様な機能を有する「緑の拠点」である広場の整備

方針4：「国際交流拠点の形成」や「職住近接のまちづくり」に資する機能の導入

- ① 国際水準の質の高い住宅・宿泊施設の整備
- ② グローバルワーカー及び地域住民の生活利便性向上のための生活支援機能の導入

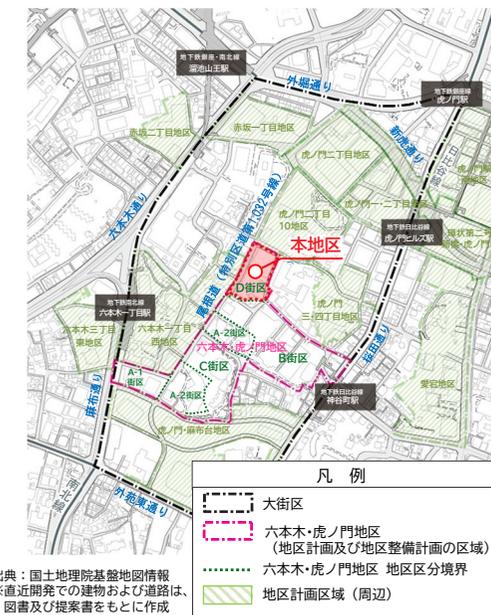
方針5：脱炭素化に向けた取組と地域の防災力強化

- ① 隣接地とのエネルギー連携
- ② 地域住民等の安全確保につながる一時避難スペース、一時滞在施設及び防災備蓄倉庫の整備

6 整備する主な公共施設等

区分	種類	名称	幅員・面積	延長	備考
主要な公共施設	道路	地区幹線道路1号	10m(全幅10~12m)	約165m	拡幅
		地区幹線道路2号	12~12.5m	約105m	新設
		地区幹線道路3号	3.5m(全幅13.5m)	約75m	既設(再整備)
	その他の公共空地	広場③	約3,000㎡	-	新設
地区施設	その他の公共空地	区画街路3号	9~25m	約120m	一部拡幅
		歩行者通路②	3m以上	約65m	新設(昇降施設を含む)
		歩道状空地1号	6m以上	約85m	新設
		歩道状空地2号	4m以上	約60m	新設
		歩道状空地3号	2m以上	約265m	新設

■位置図



■配置図

